○外務省令第十四号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表　研修員手当の号別表　［第一条関係］

号別 月額 区分																																		
		1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号	20号	21号	22号	23号	24号	25号	26号	27号	28号	29号	30号			
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
国	アジア	760,700	738,700	716,700	694,700	672,700	650,700	628,700	606,700	584,700	562,700	540,700	518,700	496,700	474,700	452,700	430,700	408,700	386,700	364,700	342,700	320,700	298,700	276,700	254,700	232,700	210,700	188,700	166,700	144,700	122,700			
																			ネパール ミャンマー		インド 中華人民共和国 ラオス	モルディブ モンゴル	スリランカ	ジンガポール フィリピン ブルネイ ベトナム										
	大洋州																			トンガ	サモア マーシャル	ハワイ フィジー ミクロネシア	ガアム ニューカレドニア ニュージーランド		カナダ									
	北米																						アメリカ合衆国											
	中南米												ハイチ エクアドル	ニューソロモン	ボリビア	キューバ	ベネズエラ	ドミニカ共和国	ニカラグア	グアテマラ	コロンビア	トリニダード・トバゴ ハバルバス ブラジル ペルー	エルサルバドル ジャマイカ パラグアイ	ウルグアイ	チリ パナマ メキシコ									
	欧州															ダンキスタン	アイスランド		アルバニア	カザフスタン スイス ノルウェー	キルギス	アゼルバイジャン 英国	アルメニア ウクライナ ウズベキスタン オーストリア	イタリア オランダ デンマーク フィンランド	アイルランド ギリシャ スペイン	エストニア スロバキア スロベニア セルビア	ポーランド ハンガリー ブルガリア ポルトガル ラトビア リトアニア ルクセンブルク ルーマニア							
	中東																																	
	アフリカ																																	
別	中東																																	
	南米																																	
	アフリカ									コンゴ民主共和国																								
										アンゴラ																								
											イラク																							
												アフガニスタン																						
												イエメン																						
															トルクメニスタン																			
																ボリビア																		
																	キューバ																	
																		ベネズエラ																
																			ニカラグア															
																				グアテマラ														
																					コロンビア													
																						エクアドル												
																							ウルグアイ											